

消防救第 119 号
平成 27 年 8 月 25 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年に非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。この間、「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて」（平成 25 年 10 月 31 日付け消防救第 175 号）及び「自動体外式除細動器（AED）の更なる有効活用に向けた取組の推進について」（平成 26 年 7 月 7 日付け消防救第 116 号、以下「7 月 7 日通知」という。）において、AED の効果的かつ効率的な設置拡大と応急手当の普及啓発の一層の推進をお願いしているところです。

今般、厚生労働省から、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握する AED 設置登録情報の有効活用等に関して、別添のとおり、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政発 0825 第 7 号厚生労働省医政局長通知）及び「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政地発 0825 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知、以下「8 月 25 日課長通知」という。）が発出されました。貴職におかれましては、AED が必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するよう、下記のとおり対応していただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知し、各地域における更なる取組を促進していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 財団が把握する AED 設置登録情報の入手及び活用について

財団に登録されている AED 設置登録情報（AED が設置されている場所や使用可能時間等に関する登録情報）のうち、すでに地方公共団体への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、都道府県の担当部局を通じての入手が可能となりました。

貴職におかれては、担当部局、衛生主管部局等と連携し、「AED 設置登録情報の有効活用について（AED 設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）

にある有効活用例等を参考にしながら、AED 設置登録情報の活用方策について検討していただくとともに、2 以下に掲げる項目の取組を進めていただくようお願いいたします。

また、8 月 25 日課長通知に基づき貴管下の各市町村から AED の設置登録情報の利用に係る申請があった場合の対応にも、ご配慮いただくようお願いいたします。

2 日本救急医療財団全国 AED マップを用いた情報提供の推進について

7 月 7 日通知において、関係機関と連携し、AED が適切に管理されているか留意しながら、AED の設置場所に関する情報を収集のうえ、住民に対するホームページ等を通じた情報提供をお願いしているところです。今般、財団から AED 設置登録情報が提供されることを踏まえ、既に住民に対する情報提供を実施している地域にあっては、担当部局等と連携しつつ、日本救急医療財団全国 AED マップを活用した更なる機能の充実について検討をお願いいたします。

また、住民に対する情報提供を実施していない地域にあっては、財団ホームページに掲載される日本救急医療財団全国 AED マップのうち、該当する地域の部分について既存のホームページ上にリンクを設定する等、情報提供に向けた活用について検討していただくようお願いいたします。

3 AED の設置場所に関する情報の通信指令システム及び口頭指導における活用の推進について

7 月 7 日通知において、AED の設置場所に関する情報を通信指令システムへ登録し、通報者に対して最も近くの AED 設置場所を伝えて使用を要請するなど、口頭指導における情報の活用について積極的な検討をお願いしているところですが、今般、財団から AED 設置登録情報が提供されますので、検討に当たっては、当該情報の活用について検討していただくようお願いいたします。その際、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会において妥当な指標として承認を得た「精度」の活用についても、併せて検討をお願いいたします。

なお、「精度」の活用にあたっては、報告書において、自治体が市民へ情報提供を行っていく場合には、地域の実情に応じて自治体の関係者が協議を行うことが望ましいとされていることを踏まえ、都道府県関係部局や医療関係者等と十分協議をしていただくようお願いいたします。

4 AED 設置登録情報の適正化と有効活用するための環境整備

- (1) 消防機関が設置・管理している AED 設置登録情報について、随時最新情報へ更新するとともに、設置管理者による日常点検等、維持管理についても再確認していただくようお願いいたします。
- (2) 消防機関が設置・管理している AED について、未登録の情報がある場合は適正に登録作業を実施していただくようお願いいたします。
- (3) 消防機関が設置・管理している AED が有効に使用されるため、マップ情報のみならず AED 設置施設の入り口への明示や設置場所までの誘導表示の充実など、必要な環境整備について検討していただくようお願いいたします。

(4) 消防機関以外の AED 設置者に対し、AED 設置登録情報の財団への登録や適切な情報更新を呼びかけることなどにより、AED 設置登録情報の充実に協力していただくようお願いいたします。

5 添付文書

- (1) 自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報の有効活用等について (厚労省通知)
- (2) 自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報の適切な更新等について (厚労省通知)
- (3) 日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について (厚労省通知)
- (4) AED 設置登録情報の活用について (AED 設置登録情報等に関する小委員会報告書)

平成 27 年 6 月 23 日 http://www.qqzaidan.jp/pdf_2/aedhoukoku.pdf

【お問い合わせ先】

消防庁救急企画室 寺谷救急専門官、新田係長、濱砂事務官

電話 03-5253-7529 E-mail kyukyusuishin@soumu.go.jp

【参考 URL】

- 日本救急医療財団全国 AED マップ
<https://www.qqzaidanmap.jp/>
- 情報登録案内「自動体外式除細動器 (AED) 設置の皆様へ」
<http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>
- 日本救急医療財団心肺蘇生法委員会 AED 情報及び表示マークの例
<http://www.qqzaidan.jp/AED/index.htm>
- 日本救急循環器学会 AED 設置場所指示マークの例
<http://www.j-circ.or.jp/aed/arrow/>

医政発 0825 第 7 号
平成 27 年 8 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AED の設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED 設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED 設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED 設置登録情報の有効活用について（AED 設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれては、この報告書の趣旨を踏まえ、AED が必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED 設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団への AED 設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されている AED 設置登録情報のうち、すでに地方公共団体

への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けた AED 設置登録情報を用いて、独自に取り組まれている AED マップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成 27 年 8 月 25 日付医政地発第 0825 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で衛生主管部長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED 設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等が AED 設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

2 日本救急医療財団全国 AED マップを用いた住民への情報提供について

今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国 AED マップを作成したので、現時点で AED マップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。（リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。）

（参考）「日本救急医療財団全国 AED マップ」

URL : <https://www.qqzaidanmap.jp/>

3 財団に既に登録されている AED 設置登録情報の更新の推進について

AED 設置登録情報については、AED の具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録すべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代え AED 設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED 設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下の AED 設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。（更新の手順は AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL : <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

4 財団に AED 設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED 設置登録情報については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付医政発第 0416001 号薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知）において、AED 設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団に AED 設置登録情報を登録していない AED 設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。（新規登録の手順も AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL：<http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AED を有効に使用するための表示に係る必要な整備について

（1）誘導表示の充実について

AED が必要な時に AED を設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内では AED の設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

（2）AED のマークについて

今般、AED 設置者が、財団作成の AED のマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED 設置者への周知をすること。

なお、AED の販売業者や地方公共団体等が作成した独自の AED マークの使用を否定するものではないこと。

以上

別添 2

医政発 0825 第 8 号
平成 27 年 8 月 25 日

関係省庁（別記 1） 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を發出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の適切な更新等をお願いします。

また、貴省庁等所管の事業所等及びその会員が設置・管理している AED の設置登録情報についても適切な更新等が行われるよう、別添の通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

(別記1)

内閣官房内閣総務官	内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房長	金融庁総務企画局長
消費者庁次長	復興庁統括官
総務省大臣官房長	公害等調整委員会事務局長
消防庁次長	法務省大臣官房長
公安調査庁総務部長	最高検察庁総務部長
外務省大臣官房長	財務省大臣官房長
国税庁次長	文部科学省大臣官房長
文化庁次長	中央労働委員会事務局長
農林水産省大臣官房長	林野庁次長
水産庁次長	経済産業省大臣官房長
資源エネルギー庁次長	特許庁総務部長
中小企業庁次長	国土交通省大臣官房長
観光庁次長	気象庁総務部長
運輸安全委員会事務局長	海上保安庁総務部長
環境省大臣官房長	原子力規制庁次長
防衛省大臣官房長	会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局経理局長	衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長	国立国会図書館総務部長

別添 3

医政地発 0 8 2 5 第 1 号
平成 2 7 年 8 月 2 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を
地方自治体が活用するための手順書等について

一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）に登録されている自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の有効活用については「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成 2 7 年 8 月 2 5 日付医政発第 0 8 2 5 第 7 号厚生労働省医政局長通知）により各都道府県知事宛に通知したところ。

今般、財団が、具体的な AED 設置登録情報の活用方法、利用に係る申請方法などを手順書等（別添）にとりまとめたので、御了知いただきたい。

貴職におかれては、別添を参考の上、必要に応じて、他の部局とも連携の上、AED 設置登録情報を有効活用していただくようお願いする。